

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( 、 、 )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280630023	28年5月11日	28年6月8日	26年6月30日	日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること	[要望内容] ・訪日ビザ発給要件の緩和  [理由] 日本への投資が見込まれる国々に対しては、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、「ビジット・ジャパン事業」の重点20カ国・地域のうち、ビザが必要な5カ国(中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア)の緩和を進めていく必要がある。また、昨年12月に発足したASEAN経済共同体(AEC)のミャンマー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	中国国民に対しては、数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日から開始しております。具体的には、商用目的の者や文化人・知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光客について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北三県のいずれかに1泊することを要件としない数次ビザを導入しました。 更に、商用目的の方・文化人・知識人に対する数次ビザの緩和(対象拡大、有効期間最長10年へ延長)及び一定範囲の学生等に対するビザ申請手続の簡素化を決定し、今夏までに実施に移す予定です。  インド国民に対しては、2014年7月3日に短期滞在数次ビザを導入し、2016年1月11日に同ビザの緩和(対象拡大、有効期間最長5年へ延長)をしたほか、同年2月15日には商用目的の方、文化人・知識人に対する数次ビザを緩和(対象拡大、我が国初となる有効期間最長10年を導入)しております。 更に、一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化を決定しており、早期に実現する予定です。  ロシア国民に関しては、商用目的の方・文化人・知識人に対する数次ビザの緩和(対象拡大、有効期間最長5年へ延長)を決定しており、早期に実施に移す予定です。  ASEAN諸国に関しては、カンボジア及びラオス国民に対して2013年11月18日から、ミャンマー国民に対して2014年1月15日から短期滞在数次ビザを導入しております。 インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対しては、数次ビザを緩和し(対象拡大、有効期間最長5年へ延長)、2014年11月20日から、指定旅行会社の取り扱うパッケージツアー参加者のビザ申請手続きを簡素化しております。また、2016年2月15日にはベトナム国民の商用目的の方、文化人・知識人に対する数次ビザを緩和(対象拡大、我が国初となる有効期間最長10年を導入)しております。	外務省設置法	検討に着手	今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。